

国民年金からのおしらせ

特定期間・特例追納制度のご案内

○特定期間について

国民年金の第3号被保険者が、配偶者（第2号被保険者）の退職やご本人の収入が増加したこと等によって扶養から外れた場合には、第1号被保険者への切替手続きが必要です。

この手続きが2年以上遅れ、時効により国民年金の保険料を納付することができなかつた期間については、届出により年金の受給資格期間に参入することができ、年金を受けとれない事態を防止できる場合があります。（ただし、年金額には反映しません）

○特例追納について

届出により特定期間とされた期間については、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間、特定保険料を納付（特例追納）することで年金額を増やす事ができる場合があります。（既に年金を受けとっている方は、特例追納をしても年金額が増えない場合があります）

※特例追納の対象期間　・特例追納する時点で60歳未満の方：承認があった月前10年以内の期間

　・特例追納する時点で60歳以上の方：50歳以上60歳未満であった期間

詳しくは、ねんきん加入者ダイヤル又はむつ年金事務所にお問い合わせください。

【年金加入者ダイヤル】☎0570-003-004

※050から始まる電話からは03-6630-2525

【むつ年金事務所】☎0175-22-2278

国民健康保険被保険者、後期高齢者被保険者のみなさまへ

○整骨院や接骨院などで柔道整復師の施術を受けるときは、次のように保険を使える場合と使えない場合がありますので、ご注意ください。

保険証使えるとき

医師や柔道整復師に外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫等（いわゆる肉ばなれを含む）と診断又は判断され、施術を受けたとき。

※骨折及び脱臼については、応急手当は保険が使えます。それ以後の施術は医師の同意があれば適用になります。

保険証使えないとき

- ・単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労。
- ・脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善の見られない長期の施術。
- ・保険医療機関（病院、診療所など）でおなじ負傷等で治療中のもの。
- ・労災保険が適用となる仕事中や通勤途上での負傷。

施術を受ける時の注意

- ・負傷の原因を正確にきちんと伝えましょう。
- ・療養費支給申請書の受取代理人欄（住所、氏名、委任年月日）には、原則として患者の自筆による記入が必要となります。
- ・施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。
- ・領収書を受け取り、大切に保管しましょう。

○「いきいき健康づくりのために」パンフレットが新しくなりました！

青森県後期高齢者医療広域連合が発行している「いきいき健康づくりのために」パンフレットが新しくなりました。

ご覧になりたい方は、税務住民課国保Gまでお問い合わせください。

<問合せ先>税務住民課国保G ☎27-2111

「ひとみの里」住宅団地分譲受付中

○購入者への補助金

「ひとみの里」分譲地購入金額の半額を上限に補助します。また、イチイによる生垣垣に要した費用について補助します。

○定期借地権による貸付

「ひとみの里」分譲地を賃借して家屋を建築することができます。

○定期借地権付住宅への住宅ローン

定期借地権付住宅を新築・購入する場合、定期借地権付住宅への住宅ローンを取り扱う金融機関から融資を受けることができます。（金融機関の審査あり）

※購入支援には条件等がございますので、お気軽にご相談ください。

<問合せ先>経営企画課 地域戦略グループ ☎27-2111

